ロ　採取の時期及び回数

試料の採取は、農薬の使用の直前及び直後にそれぞれ一回、その後において四回以上行うものとする。

ハ　試料の保存

試料は、採取後、速やかに、分析に供するものとするが、やむを得ない事情があるときは、凍結その他の試料及び農薬の特性を踏まえた適切な保存方法で保存し、安定性を確認した上で分析に供することができる。

(三)　試料の分析

試料の分析は、畑地にあつては採取した層ごとに、水田にあつては土壌と田面水を分けて、次に掲げる方法により行う。

イ　分析対象物質

分析対象物質は、当該農薬の成分物質等とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる物質については、分析は要しない。

ロ　分析方法

分析方法は、必要な精度、定量限界及び回収率を有するものとし、分析対象物質の残留量は、試料が土壌の場合にあつては乾土当たりの重量比で、試料が田面水の場合にあつては試験ほ場の田面水に含まれる農薬の量で表わす。

三　判定

ほ場試験において当該農薬の成分物質等の残留量（水田の場合にあつては、土壌中及び田面水中の成分物質等の合計量。以下同じ。）が土壌中において二分の一に減少する期間が百八十日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定めるところによる検討に基づいて行うものとする。

ロ　採取の時期及び回数

試料の採取は、農薬の使用の直前（数次にわたり農薬を使用するときは、最初の使用の直前）及び直後（数次にわたり農薬を使用するときは、最終の使用の直後。三イにおいて同じ。）にそれぞれ一回、その後において四回以上行うものとする。

ハ　試料の保存

試料は、採取後、速やかに、分析に供するものとするが、やむを得ない事情があるときは、凍結保存をした上、分析に供することができる。

(三)　試料の分析

イ　分析物質

分析物質は、当該農薬の成分物質等とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる物質については、分析は要しない。

ロ　分析方法

分析方法は、必要な精度、検出限界及び回収率を有するものとし、分析物質の残留量は、乾土当たりの重量比で表わす。

三　判定

ほ場試験において当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間が百八十日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定めるところによる検討に基づいて行うものとする。

イ　農薬の使用の直後における採取の時から百八十日未満に採取した試料について、農薬の各成分物質等につき、それぞれ、その残留量の分析値を比較し、二分の一以下に減少した値が確実に示されているかどうかを確認する。ただし、二(三)イただし書に規定する物質については、残留量の比較は要しない。

ロ　農薬の各成分物質等について、それぞれ、その残留量の分析値により減少曲線を作成し、これに基づく減少の傾向とイの規定による確認の結果を照合する。

ハ　イ及びロに規定する分析値については、農薬の成分である物質が化学的に変化して生成した物質は、その変化前の農薬の成分である物質と同一の種類の物質として算定することができる。

第二　削除

ロ　イに規定する分析値については、農薬の成分である物質が化学的に変化して生成した物質は、その変化前の農薬の成分である物質と同一の種類の物質として算定するものとする。

第二　削除

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（以下「新告示」という。）第一号ロ及び第二号ハの規定は、平成二十九年五月十五日以後にされた農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号。以下この項において「法」という。）第二条第二項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による登録の申請（同日において現に法第二条第一項又は法第十五条の二第一項の登録を受けている農薬について再登録の申請がされた場合を除く。）及び法第六条の二第一項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による適用病害虫の範囲等の変更の登録の申請（新告示第一号ロの規定にあつては、同日において現に家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として使用するものとして登録を受けている農薬について変更の登録の申請がされた場合を除く。）について適用する。